

鹿保協発 20—01 号

2020 年 4 月 3 日

鹿児島県内 各市町村長各位

鹿児島県保険医協会

会長 高岡 一茂



妊産婦医療費助成制度の創設を求める

前略 住民の生活と健康の確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が全会一致で成立しました。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

成育基本法を実現するためには、①妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」を国が創設する、②国による妊産婦医療費助成制度創設を実現するためにも、自治体に対して妊産婦医療費助成制度を実施・拡充する、③妊産婦健診についても費用の負担なく受けられるようになりますが重要です。

つきましては、妊産婦が費用の心配なく医療を受けられるよう、下記の制度創設を要望いたします。

記

一. 「妊産婦医療費助成制度」創設のお願い

- ①疾患や受診科目の制限がない「妊産婦医療費助成制度」を創設してください。
- ②成育基本法の基本理念にのっとり、所得制限や窓口一部負担金を導入しないでください。
- ③助成期間は、母子保健法6条等で定める妊産婦の定義（妊娠中又は出産後一年以内の女子）を踏まえ、産後1年までとしてください。

この件に関する担当者

鹿児島県保険医協会

担当事務局 福元・生川

電話：099-254-8662

FAX：099-254-8667